

鳥取市集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 1 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第 8 号

鳥取市集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市集落排水施設の設置及び管理に関する条例（昭和 6 1 年鳥取市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条の 5 第 1 項中「徴収する」を「一時に徴収する」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、分割して徴収又は徴収の延期をすることができる。

第 1 3 条の 5 に次の 1 項を加える。

3 加入金の分割納付又は徴収延期の承認を受けた者は、その事由が消滅したときは、遅滞なく規則に定めるところにより、市長に届け出なければならない。

第 1 3 条の 6 を第 1 3 条の 7 とし、第 1 3 条の 5 の次に次の 1 条を加える。

（加入金の分割納付及び徴収延期の取消し）

第 1 3 条の 6 市長は、前条第 1 項ただし書の規定による分割納付及び徴収延期（以下「分割納付等」という。）の承認を受けた者が、その財産の状況その他事情の変化によりその分割納付等を継続することが適当でないとき認められるときは、分割納

付等を取り消し、又は分割納付等の期間を短縮することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の鳥取市集落排水施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に賦課される加入金について適用し、同日前に賦課された加入金については、なお従前の例による。